

只木ゼミ後期第7問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 1 弁護側は、C説を採用しない理由として、C説は占有自体が保護法益となっていないと述べているが、そのように解する根拠は何か。
- 2 弁護側は、B説を採用する理由として、B説は占有を限定しているものであり、「占有」の解釈と合致すると述べているが、弁護側は、B説がどのように占有を限定していると解しているのか。

以上